

9. 冬の暮らしに関する根拠法令・条例

本編に示す冬のルール・マナーに関する事項のうち、「守ること」の根拠法令・条例は、以下のとおりです。

① 敷地内から道路へ雪出しを禁止する根拠法

○道路法（昭和二十七年六月十日 法律第百八十号）
（道路に関する禁止行為） 第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。 （罰則：第百二条第三項 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日 法律第百五号）
（禁止行為） 第七十六条 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。 （罰則：第百十九条第一項第十二号の四 三月以下の懲役又は五万円以下の罰金） 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。 七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為 （罰則：第百二十条第一項第九号 五万円以下の罰金）

○道路交通法施行細則（昭和四十七年十一月二十日 北海道公安委員会規則第11号）
第19条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。 2 みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。

② 路上駐車を禁止する根拠法等

○自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年六月一日 法律第百四十五号）
第十一条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。 （罰則：第十七条第一項第二号 三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金） 2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。 一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為 二 自動車が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為 （罰則：第十七条第二項第二号 二十万円以下の罰金）

○札幌市における良好な交通環境を確保するための違法駐車等の防止等に関する条例（平成6年3月30日 第22号）
（冬期における路上駐車） 第12条 市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車を除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。



③ 作業の支障となるもの（車歩道の段差解消ブロックなど）を道路に置くことを禁止する根拠法

- ・ 道路法第 43 条（①参照）
- ・ 道路交通法第 76 条（①参照）

④ 河川に投雪を禁止する根拠法

○河川法施行令（昭和四十年二月十一日 政令第十四号）
（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止） 第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。 （罰則：第五十九条第二項 三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金）

⑤ マンホールや雨水桝に投雪を禁止する根拠法

○下水道法（昭和三十三年四月二十四日 法律第七十九号）
（公共下水道管理者以外の者の行う工事等） 第十六条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 （解釈：マンホールの蓋を開けることは「施設の維持」とみなされ、公共下水道管理者の承認を得なければならない。） （罰則①施設を損壊し、機能に障害を与え、下水の排除を妨害：第四十四条第一項 五年以下の懲役又は 百万円以下の罰金） （罰則②みだりに施設を操作し、下水の排除を妨害：第四十四条第二項 二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

⑥ バスレーン（専用・優先）において通行帯違反、駐停車違反を禁止する根拠法

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日 法律第五号）
（路線バス等優先通行帯） 第二十条の二 道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

⑦ 氷雪の落下による危害を防止するための屋根への雪止め設置を求める条例

○札幌市建築基準法施行条例(昭和 35 年 3 月 31 日 第 23 号)

(氷雪の落下による危害の防止)

第 12 条 道路境界線又は隣地境界線に近接する建築物は、氷雪の落下により他に危害を与えるおそれのあるときは、雪止めの設置その他の当該危害を防止するため有効な措置を講じなければならない。

⑧ スパイクタイヤの装着を禁止する根拠法

○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成 2 年 6 月 27 日 第 55 号)

(スパイクタイヤの使用の禁止)

第 7 条 何人も、指定地域内の路面にセメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装が施されている道路の積雪又は凍結の状態にない部分(トンネル内の道路その他の政令で定める道路の部分を除く)において、スパイクタイヤの使用をしてはならない。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車に係るスパイクタイヤの使用については、この限りではない。

(罰則:第 8 条 10 万円以下の罰金)